

太陽光発電事業の実施によるエゾシカ等の誘引についての札幌市の考え方

(令和2年度第5回審議会における吉田委員からの意見を受けての検討結果)

1 環境影響評価制度の対象事業

太陽光発電事業の実施により、エゾシカ等の特定の動物種を誘引することも考えられることから、環境影響評価において野生動物の誘引に係る調査・予測・評価を行うため、技術指針での調査、予測及び評価の手法に、野生動物の誘引に係る要素についても追加する。野生動物の誘引は特に太陽光発電事業に限ったものではないが、影響が考えられる場合は「生態系」の要素として調査・予測・評価を行うものとしたい。

このうち予測手法に、事業に係る間接的影響の要因として、「人工的な植生の導入」を追加するとともに、「特定の動物種の誘引が考えられる場合は、その影響についても推定する」ことを加えることとしたい。

調査手法及び評価手法については、従来手法が適用可能であることから特に修正を行わないこととしたい。

2 環境影響評価制度の対象とはならない事業

環境影響評価制度の対象とならない小規模事業に対しては「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月環境省)」があるが、動物・植物・生態系についての対策は50kW以上の発電所のみが対象とされており、小規模のものは対象とされていない。

野生動物の誘引のおそれがある植栽が行われる事業は太陽光発電事業のみとは限らないが、エゾシカ等の特定の動物種を誘引する植栽を行わないようにする指導をすべての事業種に対して行うことは難しい。

以上より、非対象事業に対しての野生動物の誘引対策は環境影響評価制度の仕組みとしては扱わないが、必要に応じ条例の枠組みに準じた配慮をするよう発電事業者等に対し助言することとしたい。